

○総務文教委員長報告

総務文教委員長 東谷 伸治

総務文教委員長報告を申し上げます。

今期定例会で当委員会に付託されました案件は、「議案第55号 専決処分の承認について（和解について）」ほか議案3件及び請願1件であります。

当委員会は、去る9月18日に委員会を開催し、慎重審査いたしました結果、議案1件については承認、議案3件については原案のとおり可決すべきと決しました。

また、請願につきましては、お手元へ配付の請願審査結果報告書のとおりであります。

以下、審査の概要について御報告申し上げます。

まず、「議案第55号 専決処分の承認について（和解について）」であります。交通事故による和解について、事務執行上、急を要したことから地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分したものであります。

委員会では、採決の結果、全会一致で承認すべきと決しました。

次に、「議案第59号 市長及び副市長の給料の特例に関する条例の制定について」であります。クリーンセンターの管理・運営に関する問題に対し、11月から12月まで、市長と副市長の給料について減額の上乗せを行う条例を制定するものであります。

委員からは、市長等の特別職が自ら責任をとるため、給料を減額する場合の、減額率や減額する期間等を示した基準の有無について質疑があり、理事者からは、市長等の特別職の場合には、そのような基準はなく政治的な判断で決めているとの説明がありました。

委員会では、採決の結果、賛成多数により原案を了といたしました。

次に、「議案第62号 工事請負契約の締結について（鳴門市立小中学校

校内通信ネットワーク構築業務)」であります。鳴門市立小中学校校内通信ネットワーク構築業務の請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号及び鳴門市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

委員からは、鳴門市立小中学校校内通信ネットワーク構築業務については、応募が一者で市外事業者が受託候補者として選定されているが、この業務を受託できる市内事業者の有無について情報収集をしたのかとの質疑があり、理事者からは、そのことに関して、情報収集は行っていないが、この業務については、特殊な技術等を要するものではないことから、この業務を受託できる事業者は複数存在すると考えていたとの説明を受けました。

委員からは、市は、市内事業者を優先的に選定することに努めているとのことであるが、それに向けての一定の基準や取り組みが必要ではないのかとの意見がありました。

また、委員からは、仕様書にある、リスク分担表のうち、セキュリティーに関して、市及び学校の責に帰すべき事由と事業者の責に帰すべき事由を、それぞれ明確にしておく必要があると考えるが、今後、どのように対応するのかとの質疑があり、理事者からは、本契約を締結する際に事業者と協議をしながら、契約書を作成するとの説明を受けました。

委員からは、児童・生徒が通信ネットワークを利用し始めれば、予測していなかったことが起こる可能性もあることから、本契約の段階で、詳細にわたり問題が発生した場合の対応等を事業者と確認しておく必要があるのではとの意見がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、「議案第63号 財産の取得について」であります。鳴門市立小中学校GIGAスクール学習環境整備業務に係るタブレット端末の取得について、地方自治法第96条第1項第8号及び鳴門市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

委員からは、タブレット端末1台あたりの価格について質疑があり、理事者からは、4万4,880円であるとの説明がありました。

さらに、委員からは、一般的な市場価格と比較すると割高ではないのかとの

質疑があり、理事者からは、タブレット端末本体の価格だけではなく、端末の管理を行うために必要な、ソフトウェアの代金や、盗難・破損・不具合等に対して6年間の保証期間が設定されており、それらも含めた価格となっているとの説明を受けました。

委員からは、タブレット端末本体以外の、付加されている保証等を考慮しても割高に思えることから、もう少し精査すべきではなかったのかとの意見がありました。

また、委員からは、タブレット端末の活用及び今後、必要とされる追加的な費用についてどのように考えているのかとの質疑があり、理事者からは、例えば、新型コロナウイルス感染症等により、市立小中学校の臨時休業を実施した場合に、遠隔授業を行うためにタブレット端末を活用することが考えられるが、その際には、無線LAN機器の貸し出し及びその利用に係る通信費等が必要となることから、今回の9月補正予算にその予算を計上しており、さらに、状況の変化等によって、ソフトウェア等が必要になれば、改めて予算を計上させていただくこともあるとの説明を受けました。

委員からは、タブレット端末を導入する過程において、課題も出てくると思うが、工夫しながら有効活用出来るよう頑張ってもらいたいとの意見がありました。

また、委員からは、近年、2年から3年で製造が中止される、機器もあることから、人によって使用するタブレット端末の機種が変わってしまうことについてどのように考えているのかとの質疑があり、理事者からは、今回、取得するタブレット端末には、6年間の保証期間が設定されているが、このタブレット端末の製造が停止となれば、同等の代替品を使用することも考えられることから、本契約を行う際に問題が発生しないよう対応したいとの説明がありました。

委員からは、市として、6年間という長期間、タブレット端末を使用することにより発生する問題への対応を想定した、指針を作成しておく必要があるのではとの意見がありました。

また、委員からは、仕様書にタブレットケースに関する記載がなかったことについて質疑があり、理事者からは、タブレット端末の活用方法や、強度等を確認した上で、タブレットケースが必要となれば、その購入予算を追加で計上することもあり得るが、現時点では、タブレットケースの使用等については、具体的には検討していないとの説明を受けました。

委員からは、私見ではあるが、事業者としてはタブレット端末の保管及び持ち運びには、タブレットケースは必要であると想定していたと思うが、仕様書にはタブレットケースのことについての、記載がなかったため、タブレットケースが付属されていないが、仕様書にタブレットケースも必要である旨を記載していれば、今回と同じ価格でも、タブレットケースが付属された可能性が高かったと思うとの意見がありました。

また、委員からは、全般的に、市と事業者では持っている情報量等に差があることから、市としては事前に色々な事態を想定しておく必要があるのではとの意見がありました。

委員会では、採決の結果、賛成多数により原案を了といたしました。

以上が当委員会の審査概要であります。よろしく御賛同を賜りますようお願い申し上げます。